

薬剤費及び推定乖離率の年次推移

年度	国民医療費 (A) (兆円)	薬剤費 (B) (兆円)	薬剤費比率 (B/A) (%)	推定乖離率 (C) (%)	調剤金額 (兆円)
平成 3 年度	21.826	6.44	29.5	23.1	-
平成 4 年度	23.478	6.57	28.0	-	-
平成 5 年度	24.363	6.94	28.5	19.6	-
平成 6 年度	25.791	6.73	26.1	-	-
平成 7 年度	26.958	7.28	27.0	17.8	1.23
平成 8 年度	28.521	6.99	24.5	14.5	1.41
平成 9 年度	29.065	6.77	23.3	13.1	1.63
平成 10 年度	29.825	6.01	20.1	-	1.93
平成 11 年度	30.934	6.07	19.6	9.5	2.33
平成 12 年度	30.358	6.12	20.2	-	2.70
平成 13 年度	31.323	-	-	7.1	3.14
平成 14 年度	-	-	-	-	3.44
平成 15 年度	-	-	-	6.3	-

1. 中医協報告資料より

国民医療費（厚生労働省大臣官房統計情報部調べ）は、当年度内の医療機関における傷病の治療に要する費用を推計したものであり、医療保険の医療費総額に、公費負担、労災、全額自己負担、鍼灸等（公費負担等）を加えたものである。

国民医療費における薬剤費は、公費負担等においても医療保険と同じ割合で薬剤が使用されたものと仮定し、国民医療費に医療保険における薬剤費比率をかけて推計している。

平成 12 年度より介護保険施行。

2. 調剤金額については、M E D I A S - 最近の医療費の動向 - (厚生労働省保険局調査課調べ) より。

薬価改定の経緯

改正年月日	改正区分	収載品目数	改定率		備考
			薬剤費ベース	医療費ベース	
42. 10. 1	全面	6,831	▲10.2%	-	
44. 1. 1	"	6,874	▲5.6%	▲2.4%	
45. 8. 1	"	7,176	▲3.0%	▲1.3%	
47. 2. 1	"	7,236	▲3.9%	▲1.7%	
49. 2. 1	"	7,119	▲3.4%	▲1.5%	
50. 1. 1	"	6,891	▲1.55%	▲0.4%	
53. 2. 1	"	13,654	▲5.8%	▲2.0%	銘柄別収載
56. 6. 1	"	12,881	▲18.6%	▲6.1%	
58. 1. 1	部分	16,100 (3,076)	▲4.9%	▲1.5%	81%バルクライ ン方式
59. 3. 1	全面	13,471	▲16.6%	▲5.1%	
60. 3. 1	部分	14,946 (5,385)	▲6.0%	▲1.9%	
61. 4. 1	部分	15,166 (6,587)	▲5.1%	▲1.5%	
63. 4. 1	全面	13,636	▲10.2%	▲2.9%	修正バルクライン 方式
元. 4. 1	"	13,713	+2.4%	+0.65%	消費税分の引上げ
2. 4. 1	"	13,352	▲9.2%	▲2.7%	
4. 4. 1	"	13,573	▲8.1%	▲2.4%	加重平均値一定 価格幅方式 R 1.5
6. 4. 1	"	13,375	▲6.6%	▲2.0%	R 1.3
8. 4. 1	"	12,869	▲6.8%	▲2.6%	R 1.1
				(薬価算定方式 の一部変更及び 材料価格等を含 む。)	
9. 4. 1	"	11,974	▲4.4% このほか 消費税対応分 +1.4%	▲1.27% このほか 消費税対応分 +0.4%	R 1.0 (長期収 載医薬品R8)
10. 4. 1	"	11,692	▲9.7%	▲2.7%	R 5 (長期収載 医薬品R2)
12. 4. 1	"	11,287	▲7.0%	▲1.6%	調整幅2%
14. 4. 1	"	11,191	▲6.3%	▲1.3%	調整幅2% (先発品の一定率引 下げ)
16. 4. 1	"	11,993	▲4.2%	▲0.9%	同上

(注) 部分改正における収載品目数欄の()内の数値は改正対象品目数を示す。

薬価算定の基準の概要

1 現行薬価基準制度の概要

- ① 薬価基準は、医療保険から保険医療機関や保険薬局(保険医療機関等)に支払われる際の医薬品の価格を定めたもの。
- ② 薬価基準は、平成16年2月13日に中医協がとりまとめた「薬価算定の基準について」に基づき、厚生労働大臣が告示。
- ③ 薬価基準で定められた価格は、医療機関又は薬局の実際の購入価格(市場実勢価格)に近付けて薬価差を解消するため、薬価調査結果に基づき定期的に改正。

2 「薬価算定の基準」の概要

1) 既収載医薬品の薬価算定ルール

- ① 改正は、購入価格の加重平均値に、取引条件の差異等による合理的な価格幅という観点から、改正前薬価の一定割合(一定価格幅)を加算したものを新薬価とする加重平均値一定価格幅(R幅)方式により行ってきた。
なお、薬価差を縮小するため、R幅の段階的な縮小を実施。
- ② 平成12年4月の薬価改正より、R幅方式を改め、市場実勢価格の加重平均値(税込)に薬剤流通安定のための調整幅として改正前薬価の2%を加えて新薬価とする市場実勢価格加重平均値調整幅方式を導入し、平成14年4月、平成16年4月の薬価改正においても調整幅を2%として算定が行われた。
- ③ 以下の要件に該当する薬剤については、薬価の再算定を行う。
 - ア) 当初の予想販売量を大幅に超えて販売された医薬品
 - イ) 主たる効能及び効果の変更がなされた医薬品
 - ウ) 主たる効能及び効果に係る用法又は用量に変更があった医薬品
 - エ) 不採算品目

④ 既収載品の薬価改定の特例として、昭和42年10月1日以降に承認された既収載品（後発品を除く）のうち、組成、投与形態及び薬効小分類が当該既収載品と同一の最初の後発品が新規収載された後の最初の薬価改定に該当するものについて、以下の規定に該当する割合を乗じて控除した額に改定（但し、日本薬局方収載医薬品等には一部例外規定がある）。

①昭和42年10月1日から昭和55年9月30日までに承認された既収載品	4 %
②昭和55年10月1日以降に承認された既収載品のうち、平成9年度改定においてR幅が8%とされたもの、又は平成10年度改定においてR幅が2%とされたもの	5 %
③昭和55年10月1日以降に承認された既収載品のうち、上記②以外のもの	6 %

2) 新医薬品の薬価算定ルール

① 市場での公正な競争を確保する観点から、既存類似薬の1日薬価に合わせることが原則（類似薬効比較方式）。品目の内容により、補正加算、外国平均価格調整等も行われる。

(算定例) 1錠の薬価が50円で1日3錠服用する既収載品Aが類似薬となると、1日2錠服用する新薬Bの1錠の薬価X円は次のように求められる。

$$1\text{日薬価} = 50\text{円} \times 3\text{錠} = X\text{円} \times 2\text{錠} \text{より} \quad X = 75\text{円}$$

② 類似薬がない新薬は、原価計算方式により薬価を算定。

3) 新規性に乏しい新医薬品の薬価算定ルール

過去10年間に収載された薬理作用類似薬の1日薬価の相加平均価格と過去6年間に収載された薬理作用類似薬の最も安い1日薬価のいずれか低い額とする。（但し、薬理作用類似薬で最も早く薬価収載されたものから3年を経過していて、薬理作用類似薬の組成の種類が3つ以上あるものに限る。）

(平成7年11月22日中医協建議により導入)

上記による算定額が類似薬効比較方式(Ⅰ)による算定額を超える場合には、過去15年間に収載された薬理作用類似薬の1日薬価の相加平均価格、過去10年間に収載された薬理作用類似薬の最も安い1日薬価又は上記による算定額のいずれか低い額とする。

(平成13年12月12日中医協了解)

類似薬効比較方式(Ⅱ)の対象となる新医薬品であって、類似薬効比較方式(Ⅰ)により算定した価格との逆転が起こる場合には、逆転を防止するルールを導入する。

(平成15年12月12日中医協了解)

4) 新規後発品の薬価算定ルール

後発品が初めて薬価収載されるときは、先発品の薬価の0.7掛けの額とする。 (平成16年1月23日中医協了解)

組成、薬形区分、規格が同一の既収載後発品がある場合はそれらの中で最も低い1日薬価の額に合わせる。

既収載医薬品の薬価算定方式について

1 これまでの経緯

- 1) 平成3年5月の中協建議に基づき、流通改善（建値制への移行）が逐次実施に移されている機会をとらえて、実勢価格のより適切な反映、価格の不自然なばらつきの一層の是正、算定方式の簡素化等を図るため、平成4年4月改正から適用。
- 全包装の加重平均値に現行薬価の一定割合（一定価格幅（R幅））を加算した数値をもって新薬価とする。
 - 一定価格幅（R幅）は、取引条件の差異等による合理的な価格幅。

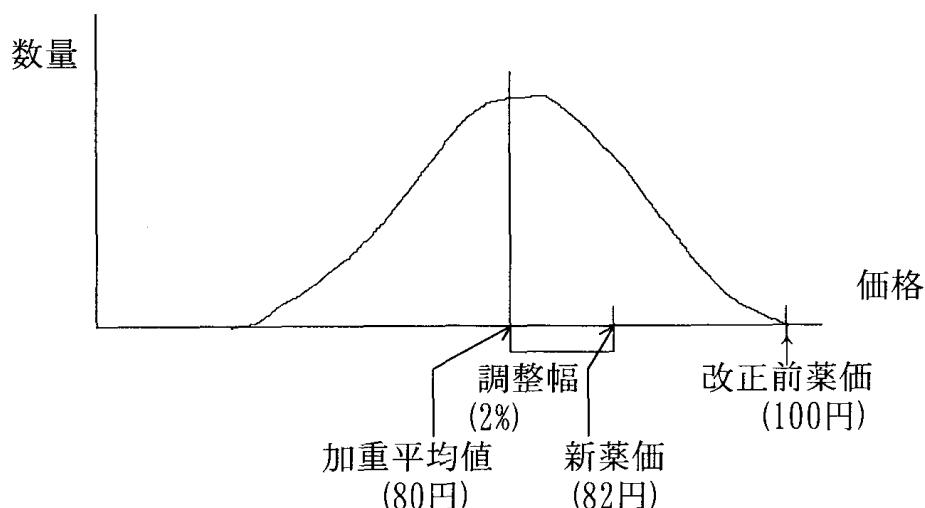
[一定価格幅（R幅）縮小の推移]

平成4年：15% → 平成6年：13%
→ 平成8年：11%
→ 平成9年：10%（先発医薬品は8%）
→ 平成10年：5%（高薬価品は2%）

- 2) 平成12年4月改正より、現行の市場実勢価格加重平均値調整幅方式を導入。薬剤流通の安定のための調整幅は、改正前薬価の2/100に相当する額とし、平成14年4月改正、平成16年4月改正においても据え置かれた。

2 平成16年（調整幅2%）における算定例

改正前薬価が100円、購入価格（消費税込）の加重平均値が80円であれば、新薬価は改正前薬価の2%を加えて、 $80 + 2 = 82$ 円とする。



薬価算定方式

$$\text{薬価} = \left[\text{当該既収載品の保険医療機関等における薬価算定単位あたりの平均的購入価格（税抜市場実勢価格の加重平均値）} \right] \times \left[1 + \text{消費税率（地方消費税分含む）} \right] + \text{調整幅}$$

調整幅：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改正前薬価の2/100に相当する額

中央社会保険医療協議会の審議報告

〔平成15年12月18日
中央社会保険医療協議会了解〕

1 診療報酬改定

次期診療報酬改定に当たっては、フリーアクセスを原則としつつ国民皆保険体制を持続可能なものとし、患者中心の質がよく安心できる効率的な医療を確立するという基本的考え方方に立って、「平成16年度診療報酬改定の基本方針」に沿った合理的でメリハリのついたものを目指す。

現状の厳しい経済社会情勢を反映する中で、医療の安全・質の確保、具体的には、DPC、小児医療・精神医療等を重点的に評価し、国民が納得できる改定とする。

支払側、診療側双方とも上記改革を進めるために診療報酬改定を行うことに合意した。

2 薬価及び特定保険医療材料価格改定

薬価については、薬価の在り方に関するこれまでの論議を踏まえつつ、最近の我が国の医療保険財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、引き続き、画期的新薬等の適切な評価を行うとともに、流通過程における価格形成の実態を含め、市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化、先発品の価格の適正化を図る。

また、特定保険医療材料価格については、特定保険医療材料価格に関するこれまでの論議を踏まえつつ、商品の国際流動性の高まりや最近の我が国の医療保険財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、革新的な新規の医療材料については引き続き適切な評価を行うとともに、市場実勢価格を踏まえた価格の適正化と併せ、内外価格差是正の観点からその根拠となるデータについて引き続き精査を行うとともに、価格の適正化を行う。



医政発 0305001 号
平成 16 年 3 月 5 日

(別記) 殿

厚生労働省医政局長

平成 16 年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成 16 年度においては、市場実勢価による改定、先発品の改定などを内容とした薬価ベース△4.2% の薬価改定が行われることになりましたが、本日、その告示がなされ、4 月 1 日から施行される予定であります。

医療用医薬品の取引については、流通当事者間における自由かつ公正な競争の確保等の観点から、平成 7 年 2 月に医薬品流通近代化協議会が提言した「医療用医薬品の流通近代化の推進について」などを踏まえ、(1) 卸売業者のマージンに占める割戻し・アローアンス割合の縮小など価格形成の透明化、(2) 総価山買い、仮単価による購入等不適切な取引慣行のは是正、(3) 文書による契約の締結の推進など、様々な努力が従来より重ねられてきたところでありますが、未だ不十分な状況にあります。

一方、既収載医薬品の薬価改定の方式については、平成 16 年度改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討が行われていたところであります、平成 12 年度改定において R 幅方式に代わる方式として導入され、平成 14 年度改定において維持された「市場実勢価格加重平均値調整幅方式」を、平成 16 年度改定においても既収載医薬品の原則的な薬価改定方式として維持することとされ、調整幅についても「薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の 2 / 100 に相当する額」を維持することとされました。

関係各位におかれましては、このような経緯をご理解いただき、医療用医薬品の安定供給及び流通改善の一層の推進について、ご理解、ご協力を賜りたく、貴管下の会員各位への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。